

事 務 連 絡

平成 28 年 1 月 21 日

食品表示主管部（局） 御中

消費者庁表示対策課

食品表示対策室

業務用加工食品の表示適正化について

今般、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不正転売事案について、消費者庁としては、当該廃棄物を喫食しないように注意喚起を行っているところですが、当該事案の発生した県以外の転売先の都道府県等においても、関係自治体からの調査依頼に基づく事案の全容解明にご尽力頂いているところです。

今回の事案に係る調査過程においては、業務用加工食品として製造された食品廃棄物について、食品表示法に規定する一括表示の表示事項が表示されない状態で消費者に販売されていたことが明らかになりました。

このような事態を踏まえ、関係事業者に対しては、従前にもまして、食品表示の適正化に係る周知をする必要性が高まっているところであり、当庁においては、関係機関に周知を行うこととしています。

つきましては、貴職においても、適切な機会をとらえた貴管下関係事業者への周知方よろしくお願いします。

なお、本件不正事案に対応して名古屋市が作成した別紙の適正表示の周知用のチラシは、当庁としても適切な内容と考えており、周知に当たっては、名古屋市からも同チラシを活用することについて差し支えない旨の了承を得ていますので、参考までに添付します。

適正な表示の食品を仕入れましょう。

販売する際には表示事項の欠落がないように。

業務用と呼ばれる食品であっても、消費者へ販売される可能性のあるものは、一般用加工食品として食品表示基準に定められた消費者向けの表示が容器包装に必要です。

○一般用加工食品の表示

一般用加工食品(消費者向け)は、必要な表示事項すべてが容器包装に表示されます。
(冷凍食品)

名称	冷凍とんかつ
原材料名	豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白(卵を含む)、食塩、糖類)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤(大豆由来)、増粘多糖類
内容量	200g
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(−18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりがください。
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
販売者	株式会社〇〇食品販売会社 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ □丁目□番地

栄養成分表示
1個(23g)当たり

熱量	68kcal
たんぱく質	1.6g
脂質	3.6g
炭水化物	6.9g
食塩相当量	0.4g

注)任意表示である豚肉の原料原産地を表示した例。

○業務用加工食品の表示

業務用加工食品は、容器包装だけでなく、原材料名、食品関連事業者(表示責任者)、原料原産地名、原産国名については送り状等に表示することができます。また、内容量は計量法に従って表示され、栄養成分の量及び熱量等は任意で表示されます。

(冷凍食品)

<容器包装に表示>

名称	冷凍とんかつ
原材料名	(一部に豚肉・小麦・卵を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤(大豆由来)、増粘多糖類
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(−18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりがください。
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ □丁目□番地

送り状

原材料名: 豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白、食塩、糖類)
販売者: 株式会社〇〇食品販売会社(〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地)

注)任意表示である豚肉の原料原産地を表示した例。

業務用食品を取扱う上で注意すべき点は？

<製造業者の方>

業務用として販売する商品には、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを書面等で明示しましょう。そうでない場合は、一般用食品としての表示をしましょう。

<卸売・小売業者の方>

直接消費者へ販売する場合、又は販売先が消費者へ販売する可能性がある場合は、一般用食品の表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。製造者と合意の上、一般用食品の表示が無い場合、自社の責任で適切な表示をしなければなりません。

<飲食店・弁当製造業の方>

業務用食品として適切な表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。

(参考)業務用加工食品に関するQ&A

Q 業務用食品とはどのような食品ですか？

A 業務用加工食品とは、加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているものの以外のものをいいます。

業務用生鮮食品とは、生鮮食品のうち、加工食品の原材料になるものをいいます。
(消費者庁食品表示基準Q&A 総則-21を参照)

Q 業務用スーパーではどのような表示が必要ですか？

A 消費者にも販売される可能性があるものについては、食品表示基準に定められた消費者向けの表示を行うことが必要です。

(消費者庁食品表示基準Q&A 総則-18を参照)

Q 外食やインストア加工用の食品のみに仕向けられる業務用加工食品は食品表示基準に基づく表示が必要ですか？

A 外食向け等のみに供給されることが確実な業務用加工食品(外食事業者に直接卸されるもの等)については、容器包装に入れられた業務用加工食品の表示事項のうち「原材料名」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「原産国名」及び「原料原産地名」を除いて必要です。

なお、販売先の使用用途が外食等向けのみかどうか不明な場合は、上記で示した表示事項も必要です。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-191、281を参照)

Q 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか？

A 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。

なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。

このように、業務用加工食品の義務表示事項を、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めていますが、食品表示基準第13条第1項第2号で規定している事項(保存の方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所、アレルギーなど)にあっては、容器包装に表示することが義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-289を参照)

Q 業務用加工食品として販売したにもかかわらず、購入した業者が直接消費者に販売して表示に不備が生じた場合、製造者が表示責任を問われますか？

A 明らかに業務用として販売することを想定した商品について、製造者が業務用加工食品として販売するものであって、一般用加工食品としての義務表示を満たしていないことを取引時に書面等で明確に示しているにもかかわらず、購入する販売者が一般用に販売する場合、直接消費者に販売する業者が表示責任者として一般用加工食品としての表示を行う必要があります。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-296を参照)

平成28年1月13日（水）
 健康福祉部保健医療局
 生活衛生課食品衛生・監視グループ
 担 当 磯貝・松田
 内 線 3254・3255
 （ダイヤルイン）052-954-6249
 環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室
 担 当 新井・青山
 内 線 3081・3083
 （ダイヤルイン）052-954-6238

食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について

尾張県民事務所廃棄物対策課に平成28年1月12日（火）17時頃、（株）壺番屋から「平成27年9月に一宮市内の工場で製造し、合成樹脂製の異物混入の恐れがあるため産業廃棄物処理業者に処分を依頼したビーフカツ（半製品、生肉に衣をつけ冷凍したもの。1袋5枚入り）が津島市内のスーパー（Aマートアブヤス^{かもり}神守店）で販売していたことが判明した。」旨連絡がありました。

このビーフカツは、（株）壺番屋が産業廃棄物処理業者（ダイコー（株）、稲沢市奥田）に約40,000枚の廃棄を依頼したにもかかわらず、ダイコー（株）が食品として売却したことから、県内のスーパーで販売されていました。

同スーパーを管轄する津島保健所が立入調査し、当該食品が販売されていないことを確認するとともに当該食品の回収を徹底するよう指示しました。

現在、県が把握している当該食品を販売していた店舗は以下のとおりです。

当該製品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

なお、現在、流通状況等詳細については調査中であり、判明し次第お知らせします。

【現在、県が把握している当該ビーフカツの販売店】

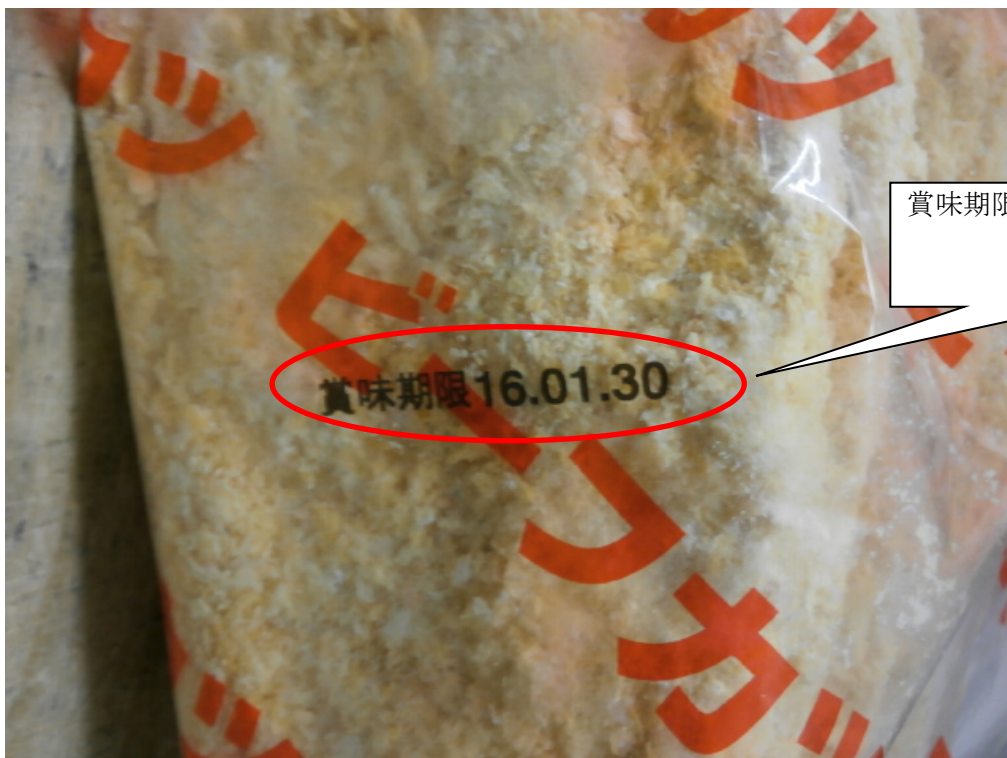
販売店名	販売店所在地	仕入量	販売済量	販売期間
Aマートアブヤス ^{かもり} 神守店	津島市 ^{かもり} 神守町字森本23番地	2,050枚	1,990枚	平成27年12月上旬～平成28年1月11日
Aマートアブヤス春田店	名古屋市中川区春田5-3	3,650枚	3,415枚	平成27年12月中旬～平成28年1月11日

（裏面に続く）

【当該ビーフカツの画像】



ビーフカツ（半製品、生肉に衣をつけ冷凍したもの）5枚を合成樹脂製袋に包装



賞味期限 16.01.30 と印字